

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月10日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
静岡県静岡市清水区三保387番地7
株式会社アイ・テック
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社アイ・テック清水工場 保税蔵置場
静岡県静岡市清水区三保字赤目原387番6
静岡県静岡市清水区三保字赤目原387番9
静岡県静岡市清水区三保字赤目原387番地7
静岡県静岡市清水区三保字赤目原387番地8
静岡県静岡市清水区三保字赤目原387番地9
静岡県静岡市清水区折戸字和田376番地5
静岡県静岡市清水区三保字塚間510番地6
- 更新した期間
自 令和8年4月1日
至 令和14年3月31日